

2013年1月7日

テレコムクレジット株式会社 御中

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

〒330-0064 さいたま市浦和区岸町 7-11-5

TEL 048-844-8971 / FAX 048-844-8973

検討委員長 長田 淳

お問合せ

当会は、消費者の権利擁護を目的とし、商品、サービスおよび契約に関わる調査、研究、検討を行っている、消費者・消費者団体・消費生活相談員・弁護士・司法書士等で構成している特定非営利活動法人です。平成21年3月5日に内閣総理大臣から消費者被害防止のため、事業者の不当勧誘行為や不当条項使用に対し、差止請求権を行使することができる適格消費者団体として認定を受けております。

当会では、一般消費者と事業者との間で締結される消費者契約につき、消費者の権利擁護の観点から、キャンセル料、免責等の契約条項について調査・検討を行っております。貴社の決済代行契約に関する利用者との間の取り決めについて、ご意見をいただきたく、ご連絡いたします。

つきましては本問い合わせに対する回答を平成25年1月21日までに書面にて当会まで送付いただけますようお願い致します。なお、本問い合わせ書及び貴社からの回答の有無・内容等は当会において公表することがある旨を念のため申し添えます。

記

1. 貴社の利用者との免責事項等の取り決めには、「カード名義人様とサイト運営業者様間にて行われた取引に関しましては当社は取引の当事者とはならず、いかなる責任も負いかねますのでカード名義人様は自己の責任においてサイト運営者との取引を行ってください。」と定められています。

消費者契約法第8条1号は、「事業者の債務不履行により消費者に生じた損害を賠償する責任の全部を免除する条項」を、同条2号は「事業者の債務不履行（当該事業者、その代表者又はその使用する者の故意又は重大な過失によるものに限

る。)により消費者に生じた損害を賠償する責任の一部を免除する条項」を無効と定めています。この点、貴社は、免責事項等の取り決めで貴社決済代行の加盟店との間の取引について利用者に対して一切責任を負わないと定めています。貴社がこのような取り決めに定めている理由についてお知らせ下さい。

2. また、当会と致しましては、事実関係を正確に把握し、消費者の権利擁護の観点から適正な対応をしていきたいと考えておりますので、貴社の現在の利用規約について、開示いただけますよう併せてお願いいたします。

以上

《本件に関する問い合わせ》

適格消費者団体

特定非営利活動法人 埼玉消費者被害をなくす会

事務局長 岩岡 宏保

TEL : 048-844-8971 FAX : 048-844-8973